

学位研究 第10号 平成11年6月 (論文)

[学位授与機構研究紀要]

ロンドン大学学外課程の仕組みと動向
－法学学位を事例として－

On the London University's External Programme
—with special reference to Bachelor of Laws (LLB) Degree—

安原 義仁

Yoshihito YASUHARA

Research in Academic Degrees, No.10 (June, 1999) [the article]

The Journal of National Institution for Academic Degrees

ロンドン大学学外課程の仕組みと動向 －法学学位を事例として－

安原 義仁*

はじめに

ロンドン大学学外課程(External Programme)は遠隔高等教育の最初の試み、最古の歴史を有するものであり、今も将来の発展を模索しつつあるユニークな学外課程である。今日、その目的(aim)は、学外課程の使命・理念を謳った *Mission statement*において、「国内外を問わ、ずこの課程により利益を享受しうる人々に対し高等教育の機会を促進すること」だとされており、より具体的には次の 3 つの目標(objectives)を目指している。すなわち1.一定期間ロンドンに居住しながらロンドン大学の課程を履修することが困難な学生や不可能な学生に対して、ロンドン大学が提供している学位その他の資格を取得する課程を提供すること、2.ロンドン大学が有してきた世界的規模の試験のネットワークを維持すること、3.あらゆる学生、とりわけ独学の学生のために、適切な学習支援システムを維持すること、の 3 つである。¹⁾

ロンドン大学の学外課程はそれぞれ、ロンドン大学のカレッジやスクールとの契約に基づく提携・協力のもと、独立採算制で運営されており、政府からもロンドン大学からも一切資金の提供を受けていない。学生の授業料を唯一の財源としているのである。学外課程部(約80人のスタッフをかかえる)は個々のカレッジやスクールと提携して課程を設置し、学生を募集し、課程を運営する。主導カレッジ(Lead Colleges)と呼ばれる提携を結んだカレッジやスクール(主導カレッジではなく大学の学科パネル Subject Panels が構成される場合もある)はそれぞれの課程のカリキュラムやシラバスを開発し、学習教材を作成するとともに、試験問題の出題と採点にあたる。学生は定められた学位・資格取得要件にしたがって独学その他の方法で学習して試験に備え、試験に合格した者にロンドン大学の学位・資格が授与される。ロンドン大学学外課程の仕組みの骨子はおよそこのようなものである。

1858年に始まったこのロンドン大学学外課程の沿革と現状については、すでに先行研究において簡潔な紹介が試みられ、その概要是明らかにされている。²⁾そこで本稿では、学士課程および上級学位課程のいずれにおいても多くの登録者を数える法学学位課程(とくに LLB 学位課程)を事例として取り上げ、ロンドン大学学外課程の仕組みをさらに立ち入って具体的に紹介することにしよう。³⁾加えて、ロンドン大学学外課程の動向についても簡単に触れておきたい。

*広島大学教育学部教授

I ロンドン大学における法学学位課程

法学はロンドン大学における研究・教育の中核を構成する学問分野のひとつであり、国際的にも高い名声を得ている。課程制のものとしては法学学士(Bachelor of Laws, LLB)と法学修士(Master of Laws, LLM)，それにBSc(Management with Law), Diploma in English Commercial Lawの課程が設けられている。これらの学位と資格はバークベック・カレッジ，経済学・政治学スクール(LSE)，クイーン・メアリ・ウェストフィールド・カレッジ，東洋・アフリカ研究スクール(SOAS)，ユニヴァーシティ・カレッジの6つのカレッジにおいて、学内学生として取得することができるが、学外課程を通じて取得する方途も開かれている。すなわち、法学の学位・資格に関しては大学学科パネルにより学外課程が提供されているのである。なお、哲学修士(Master of Philosophy, MPhil)と哲学博士(Doctor of Philosophy, PhD)の学位も学外課程によって取得することは可能であるが、この場合にはロンドン大学すでに第一学位を取得しているという条件が付けられている。

各カレッジで提供されている法学の学位・資格課程および学外課程のその構造や内容はそれぞれ多少異なっている。しかし、学位取得候補者に課される試験はすべて同一水準のものであり、課程を修了し試験に合格した者に授与される学位・資格は学則により、学内課程、学外課程を問わず、ロンドン大学のそれとして一つのものとだと規定されている。

II 履修形態と学習方法

学生は自分の置かれた環境や状況に応じ、独自のペースで学習することができるというのが学外課程の眼目である。したがって学外課程の履修形態は多様であり、柔軟性に富んでいる。その主要な履修形態としては次の3つがある。

(1) 独学

ロンドン大学学外課程が準備した学習の手引き等にしたがいつつ独習する形態である。この場合にはとりわけ明確な学習の動機と意欲が必要とされる。「一人でやり遂げる」能力が不可欠であり、自分で学習計画をたてそれを実行する強い意志が求められる。LLB学位の場合、一般に登録後最短期間でを取得しようとするならば、平均週20時間は学習に充てる必要があるとされる。同じ学位・資格の取得を目指して独学する学生の相互支援をはかるものとして、世界的規模でのインフォーマルなネットワークも構築されている。ちなみにロンドン大学学外課程の場合には、オープン・ユニヴァーシティが採用しているような独自の通信教育システムやチュートリアル・システムは設けられていない。

(2) 私立ないし公立のカレッジでの課程履修

これはロンドン大学 LLB 学位試験へ向けての学習に沿い、試験準備に有益な課程を提供している地元の私立または公立のカレッジで、フルタイムないしパートタイム学生として学習するという方法である。この場合、教師や同学の学生から直接刺激を受けたり、励ましや支援を

得ることができるという利点がある。ロンドン大学は、ロンドン大学 LLB 学位試験を目指す学生にとって有益な準備となる課程を提供しており、一定の基準にみあつたカレッジを「認定機関」として認め、そのリストを公表して学生がカレッジを選択する際の参考に供している。認定審査は申請を通じて行われ、現在、イギリス国内のみならずオーストラリア、バングラデシュ、ガーナ、ギリシアなど世界各地のカレッジが「認定機関」としてリストアップされている。ただし、これらのカレッジへの入学登録とロンドン大学学外課程への入学登録とは別の事柄である。

(3) 遠隔・通信教育

もう一つの履修形態は遠隔・通信教育によるものである。上記の公立または私立のカレッジの場合と異なり、ロンドン大学は遠隔・通信教育機関に関しては認定方式を採用していない。しかし、教育機関の宣伝広報活動を責任あるやり方で行うということでロンドン大学と協定を結んだイギリス国内の遠隔・通信教育機関については、これもリストアップされて学生の参考に供されている。LLB学位、LLM学位に関してはナショナル・エクステンション・カレッジやホルボン・カレッジなど 6 機関がそうした協定校である。

ロンドン大学の法学の学外課程は主に以上のような形態で履修されるが、これら以外に入学登録を志望する学生や新規登録学生を対象とした導入コース(毎年9月にロンドンで一日開催)や、復習コース(毎年11月、12月、3月、4月にロンドンで週末に開催)および受験対策コース(毎年3月ないし4月にマレーシアで開催)が設けられている。いずれのコースの場合にも、ロンドン大学の経験豊富な教師陣がその講師を担当する。その他、類似のセミナーはケンブリッジ大学と香港大学によっても提供されている。

III 学習支援教材、カリキュラム、試験

どこに居住しているか、いかなる方法で学習するかを問わず、ロンドン大学学外課程でLLB 学位を取得しようと入学登録をした学生には、学習支援教材として1.『法学研究入門』(How to Study Law by A.Bradney, V.Fisher, J.Masson, A.Neal & D.Newell, Sweet & Maxwell, 2nd edition, 1991), 2.シラバスや内容等に関する詳細な規則、3.学習の技法、科目案内、試験準備についての助言や、書店、図書館、関連教育機関のリストを掲載した『年報』、4.詳細な科目ガイド、5.過去の試験問題集と答案に関する試験委員の報告書が送付される。学生はこれらの学習支援教材をガイドにしつつ、上述したような方法で学習を進め、試験に備えることになる。

LLB学位取得へと至る経路は、個々の学生の学習ペースや既得資格を勘案してAコース(Scheme A)、B コース(Scheme B)、大卒入学コース A および B (Graduate Entry Routes A & B) の 4 つが用意されている。LLB学位取得に至るまでのカリキュラム・試験の構造はどのようにになっているのか。最短コースではなく、パートタイムで少しうっくりしたペースで学習したいと望む学生を対象に設けられているB コースを例にとってみてみよう。

表1 B コース (Scheme B)

第1年次

必修中間試験問題(以下のなかから3科目)

犯罪法

憲政法 (Constitutional Law)

イングランド法体系 (English Legal system)

契約法基礎 (Elements of the Law of Contract)

第2年次

必修試験問題(第1年次に採らなかった科目)

以下のなかから2科目

不法行為法 (Law of Tort)

信託法 (Law of Trusts)

土地法

第3年次

第2年次に採らなかった科目

以下のなかから2科目選択

行政法

商法

犯罪学

ヨーロッパ連合法 (EU Law)

証言 (Evidence)

家族法

会社法

法律の矛盾 (Conflicts of Laws)

イングランド法の歴史

労働法

環境・計画法 (Environmental and Planning Law)

公共国際法 (Public International Law)

財産法 (Revenue Law)

相続

知的財産

第4年次

必修試験問題1科目

法学・法理論 (Jurisprudence and Legal Theory)

第3年次に採らなかった科目のなかから2科目選択

Bコースは通常4年でLLB学位が取得できるように構造化されている(表1参照)。学生は4年間で計12科目(毎年3科目同時に)を学習して受験する。次年次に進むにあたっては、前年次に3科目すべての試験に合格しておかなければならない。試験は1科目3時間の筆記試験である。LLB学位学外課程への登録・在籍は8年間まで可能であり、たとえば第一年の試験科目を2年間学習して受験することもありうる。

試験は毎年5月ないし6月に、イギリス国内および世界各地の試験センターで実施され(海外の場合、各国の文部省やブリティッシュ・カウンシルの協力のもとに)、受験者はそれぞれ自分の居住地に近い最寄りのセンターで受験する。試験問題の作成および答案の採点はすべてロンドン大学の教師陣があたり、その水準は学内課程学生のそれと同一に保たれる。学外課程学生の学習環境がより困難なものだからといって、特別の配慮がなされることはない。試験合格者に授与されるLLB学位には優等学位(Honours Degree)と普通学位(Pass Degree)の二種類があり、優等学位は試験の成績にしたがい第一級(First Class)、第二級上(Upper Second Class)、第二級下(Lower Second Class)、第三級(Third Class)の4段階に分類されて授与される。なお、LLB学位取得者には、法曹協会(The Law Society)やThe General Council of the Barの専門職資格試験の一部が免除されることになっている。

学位授与式は毎年2月にロンドンで開催される。これは学外課程に学ぶ学生がともに集い、ロンドン大学の教師陣と出会う数少ない場(最初にして最後の?)、晴れがましい機会となっているが、1996年の学位授与式はロンドン大学の名誉総長(Chancellor)であるアン王女を迎えてのとりわけ盛大なものとなった。アン王女は学位授与式を主宰したのみならず、当夜催された祝宴にも出席して学位取得者一人一人に話しかけた。学位授与式と祝宴には世界各地から学位取得候補者95人、ゲスト111人それにロンドン大学の教師陣44人が出席したという。また、翌1997年の学位授与式の祝宴には、かつてロンドン大学学外課程で学び、1996年にロンドン大学から経済学名誉博士号を授与された(学外課程学生で最初の事例)ロイ・グッド教授(現在オックスフォード大学(ジーザス・カレッジ)のノートン・ローズ・イングランド法講座担当教授)がゲストとして出席した。⁴⁾

IV 入学資格要件と学費

ロンドン大学LLB学外課程には入学定員枠というものはない。⁵⁾ 17歳以上で一定の入学資格要件を満たせば誰でも、何人でも(物理的に可能な範囲で)登録することができる。その一定の入学資格要件というのは、たとえばイギリスの中等教育修了資格の場合、GCE A Level 2科目+GCSEないしGCE O Level 3科目(先の2科目とは異なる科目でCか'pass'以上の成績)、あるいはGCE A Level 3科目+GCSEないしGCE O Level 1科目(先の3科目とは異なる科目でC以上の成績)、あるいはGCE A Level 2科目+AS Level 2科目(先の2科目とは異なる科目で)というものである。その他海外を含む種々の資格についても細かく規定されている。柔軟に対応する姿勢は持ちながらも、課程履修のための基礎学力を有しているかはチェックすると

いうのが学外課程の基本入学政策である。

LLB学位を学外課程で取得する場合にかかる学費(ロンドン大学学外課程に支払われるもの)は3~4年全体でおおよそ2,000ポンドといわれている。かなり安価な費用での学位の取得が可能なのであり、ロンドン大学学外課程の特色かつ魅力の一つとなっている。表2は1996年度の場合の学費の内訳である。学生はこの他、書籍代(年におおよそ250ポンド)と、カレッジや通信教育で学ぶ場合にはそのための授業料を支払う必要がある。入学登録はするが学位取得を目指さないで、特定の科目のみを選択して履修したいと希望する学生には、科目等履修生(Occasional Students)として学ぶ方途も用意されている。

表2 ロンドン大学LLB学外課程諸費用、1996年度(単位ポンド)

学位取得候補者	EU諸国	EU諸国以外
登録申請受付料(払い戻しなし)	32	37
試験免除申請料(1科目につき)	50	50
当初登録料	332	383
継続登録料	107	117
試験料(1科目につき)	247	302
科目履修生		
登録申請受付料	32	37
登録料	166	191
継続登録料	54	59
試験料(1科目につき)	97	118

V 動向

今日、ロンドン大学学外課程には学士課程と上級学位課程を併せて40以上の学位課程があり、さらに新しい課程が次々と設けられている。そしてこれらの学外課程には、世界各地150を超える国々の25,000人を超す学生が登録して学んでいる。1997年度の統計によれば、新規登録者を多く数える国は学士課程(undergraduate)ではシンガポール(1631人)、香港(1319人)、マレーシア(1173人)、イギリス(699人)であり、上級学位(postgraduate)課程では香港(182人)、南アフリカ(121人)、イギリス(116人)、アメリカ(57人)、日本(30人)、シンガポール(29人)、ヴェトナム(26人)、カナダ(24人)となっている。上級学位課程において日本人の登録者が上位5位に位置しているのは注目に値する。ちなみに、1997年から1998年3月までの期間に寄せられた問い合わせ件数でも、日本からの問い合わせは1035件を数え、イギリス(6907件)、アメリカ(1437件)に次いで3番目に多いものであった。⁶⁾

ロンドン大学学外課程に登録して学ぶ学生がどのような人々であり、いかなる就学形態で学んでいるのだろうか。この点についても最近とりまとめられた調査結果からその概要を知ることができる。調査は1994年夏、7,000人の学生(主に学士課程の学生でLLB学位、BSc学位(経済学)を目指す学生が多数を占める)を対象に実施されたもので、おおよそ以下のことが明らかとなつた。⁷⁾

1. 学生の年齢は17歳から65歳以上まで広範にわたっているが、22歳から34歳の年齢集団がその大半を占めている(表3)。
2. 男女比は全体ではほぼ半々だが、21歳以下と22-26歳集団では女性が男性を上回っている(表3)。
3. 就学形態・学習方法では、39パーセントの学生が独学、45パーセントが地元のカレッジで学んでいた(表4)。
4. フルタイムの仕事に就きながらパートタイムで学ぶ学生が全体の58パーセントを占めるいっぽう、27パーセントはフルタイムで学んでいた(表5)。

表3 学生の年齢と男女比

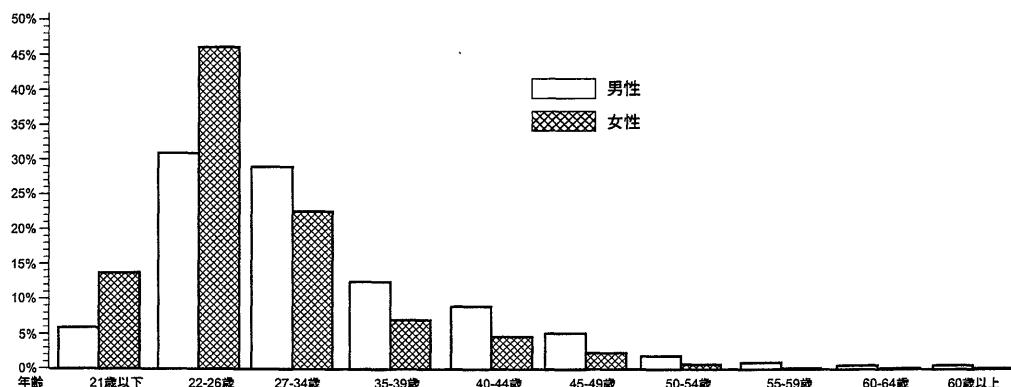


表4 就学形態・学習方法1

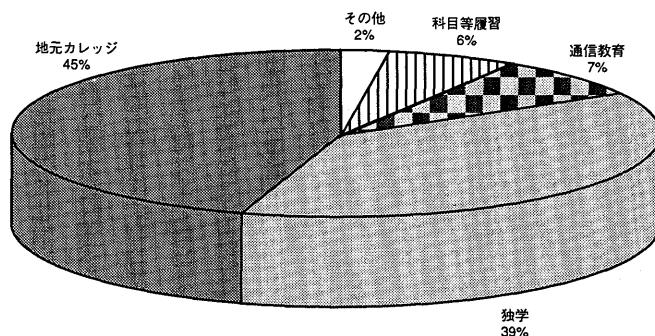
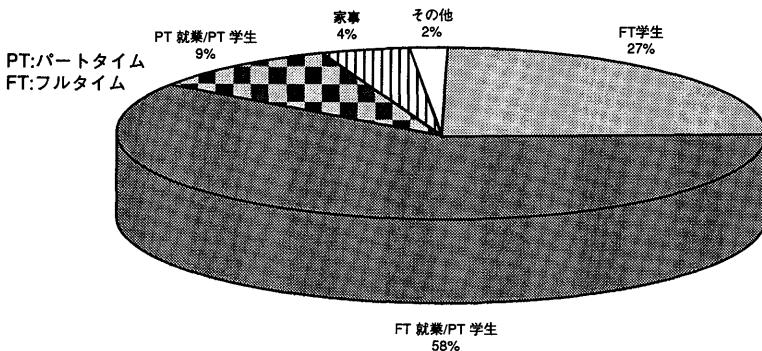


表5 就学形態・学習方法2



ロンドン大学学外課程部では1993年からマーケティングの専門家を置いて、活発な広報宣伝活動や市場調査を行っており、国内外の需要を見極めつつ、さらなる発展のための戦略を模索している。

おわりに

以上、法学の学士課程を事例としてロンドン大学学外課程の仕組みを紹介し、加えて学外課程の最近の動向を概観した。

ロンドン大学学外課程は140年に及ぶ長い歴史を有している。その歩みはまた糸余曲折に富んだものである。とりわけ、全英学位評議会(Council for National Academic Awards, CNAA)とオープン・ユニヴァーシティという二つのライヴァルが登場した1960年代以降は、存続をかけての戦略が問われた。1971年に36,000人という登録者数のピークを記録した6年後の1977年には、海外からの登録を停止する決定もなされた。今日につながる新たな発展は、ロンドン大学総長ランドルフ・カーク卿の主導の下で 1982年から始まったものである。1960年代以降、ロンドン大学学外課程がどのような試練に直面し、それをいかに克服して今日に至っているのか。この間の経緯についてはまたあらためて検討することにしたい。

注

- ¹⁾ Brooks, J.C., 'The University of London's External Programme: 1858-to the Future'. 1997, p.2 (1997年2月17日に学位授与機構で行われた講演原稿。その講演記録は児矢野マリ「英国ロンドン大学学外プログラムー1858年から未来へー」として『学位研究』第7号、学位授与機構、平成10年に掲載されている。)
- ²⁾ 児矢野マリ、同上および安原義仁「ロンドン大学学外学位制度について」『学位研究』第1号、学位授与機構、平成5年。
- ³⁾ 以下の記述は主としてUniversity of London External Programme Bachelor of Laws (LLB) Master of Laws (LLM) Prospectus 1996/97. University of London, 1996.による。

⁴⁾ University of London External Programme, *Marketing*, Issue 1, February 1997.

⁵⁾ 以下の記述は主としてUniversity of London External Programme Bachelor of Laws (LLB) Master of Laws (LLM) Prospectus 1996/97. University of London, 1996. による。

⁶⁾ 1998年3月に筆者がUniversity of London External Programmeを訪問した折りに、マーケティングの Director である Ms Suzan Gidman から入手した内部資料による。

⁷⁾ University of London External Programme, *Marketing*, Issue 1, February 1997.

[ABSTRACT]

On the London University's External Programme - with special reference to Bachelor of Laws (LLB) Degree -

Yoshihito YASUHARA*

The London University External Programme is one of the first attempts of the distance learning in higher education in the world and has a long history dating back to 1850s. The aim of the Programme is to promote opportunity for higher education, both nationally and worldwide, for those able to benefit it. Its three main objectives are:

- 1.To make available a programme of degrees and other awards from the University aimed particularly at students who are unlikely, or unable at any particular time, to attend University course in London.
- 2.To maintain a worldwide examining network on behalf of the University.
- 3.To maintain support systems of relevance to all students, but designed particularly for those studying independently.

The External Programme is run on the base of self-funding and receives no funding of any kind either from the University of London or from the UK Government. Its income derives solely from student fees. The academic development for each diploma or degree courses which the External Programme arranges to offer is undertaken by either one or more of the colleges of the University (to be called 'Lead' Colleges) or a University Subject Panel. The Academic staff of the London University plan and reviews syllabuses, write the study materials and set and mark the examinations.

The method of study is flexible. The students may work at their own pace and to their own schedule. Some students will learn independently and some of them will attend some of the relevant courses offered at a local college. The qualifications to be awarded to successful candidates who satisfied all the requirements and passed the examinations are those of the University of London. There is no External degree. The degrees that are awarded to external students are the same degrees as those awarded to internal students. In fact, it is written into the Statutes of the University that "Candidates granted degrees and other awards shall have attained the same academic standard irrespective of mode or place of study or examination."

This paper intends to show how the London University External Programme works taking a Bachelor of Laws degree (LLB) course as an example.

*Professor, Hiroshima University